

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年7月8日

甲 宮城県知事 村井嘉浩



乙 北海道札幌市北区北七条西1丁目1番地2
東日本フード株式会社
代表取締役社長 辰田浩二

